



リース会計の基礎理論の展開

——実質優先思考に基づく検討——

姚 小 佳

概要 本稿の目的は、実質優先思考に従って、未履行契約の1つであるリース取引の実態を分析した上で、リース会計の基礎理論を展開することである。本稿では、まず、未履行契約の認識・測定に対する収支計算に基づく伝統的な期間損益計算の限界を明らかにし、会計情報の透明性を高めるという実質優先思考の観点からリース取引の経済的実質を分析した。次に、リース取引の経済的実質を反映する会計処理を検討するために、G4+1報告書において提示されている資産・負債アプローチ、構成要素アプローチ、公正価値モデルの3つの会計方法を検討した。最後に、リース会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえて日本のリース会計基準の特徴および今後の基準改訂の方向を明らかにしたものである。

Abstract The aim of this paper is to develop lease accounting theory based on substance over form by analyzing economic reality of lease transaction which is one of executory contracts. This paper, firstly, explained the limitation of traditional business accounting theory towards recognition and measurement of executory contracts, and analyzed economic reality of lease transaction from substance over form which improves the transparency of the accounting information. Secondly, in this paper, three accounting methods including asset and liability approach, component approach and fair value model suggested in the G4+1 report are examined to reflect economic reality of lease transaction. Finally, by considering the international movement of lease accounting standards, this paper demonstrated characteristics of the Japanese lease accounting standards and a theoretically reasonable future direction of the standards.

キーワード 実質優先思考、未履行契約、資産・負債アプローチ、構成要素アプローチ、公正価値モデル

審査受付日 2008年6月1日

掲載決定日 2008年10月17日

I はじめに

20世紀後半の資本市場のグローバル化と産業構造の変化は、企業の経営環境を激変させ、取得原価主義に基づく期間損益計算の体系⁽¹⁾では把握できないような様々な経済取引を生み出してきた。これらのオフ・バランスとなるような経済取引は事後的に多額の損失を発生させることもあり、オフ・バランス処理は、自己責任で投資を行い、かつ企業の内部情報にアクセスできない一般投資者の合理的意思決定を阻害する要因となってきた⁽²⁾。リース取引に関するオフ・バランスの会計処理は、その中の1つの問題である。

リース取引において、借手はリース物件の所有権は持ち得ないもののその物件を占有して使用し、リース物件から生じる収益を獲得する。こうした取引は、会計上どのように適切に把握されるのであろうか。本稿では、はじめに、法的な所有権の有無が資産の本質を規定するものではないという観点、すなわち実質優先思考 (substance over form)⁽³⁾ という考え方に従って、リース取引に伴う権利・義務を資産・負債として貸借対照表上に計上する理論的構造を解明している。次に、それを踏まえて、現行リース会計基準を分析してその特徴を浮き彫りにするとともに、今後のリース会計基準の展開について論じている。

II リース取引の認識と実質優先思考

(1) 期間損益計算における未履行契約の認識の限界

リース取引の認識の根拠に関する議論は、これまで割賦購入説⁽⁴⁾から財産使用权取得

-
- (1) ここでいう期間損益計算とは、収支計算を基礎とする伝統的な取引概念に基づいて認識・測定を行う収益・費用アプローチの利益計算を想定している。伝統的な期間損益計算においては、購買過程と販売過程のうち「将来入り来る財貨に対して、将来出て行く貨幣」と「将来出て行く財貨に対して、将来入り来る貨幣」という2つの取引については、貨幣的計量可能性が認められたとしても、確実性および検証可能性という観点(武田 [2004], 129頁)および法的所有権を基礎とする資産観に照らしてこれまで記帳の対象とされてこなかったものである。本稿では、この2つの取引を記帳の対象とすることによって、会計上認識すべき会計事実の範囲の拡大(浦崎 [2002], 94-96頁)の可能性を検討しようとするものである。
 - (2) このような観点からオフ・バランス取引の認識・測定問題を体系的に取り扱い、ファイナンス型会計や公正価値会計という領域の生成と展開について論じた研究に、古質編著 [2003]や浦崎 [2002]があるので参照されたい。本稿は、それらの先行研究を踏まえて実質優先思考の会計理論の展開の可能性について論じたものである。
 - (3) substance over form (IASB [2006], p. 40) という用語は、実質優先思考(石川 [2000], 40頁)、実質優先性(津守 [1997], 429頁)、実質優先主義(藤井 [2007], 60頁)と訳出されているが、本稿では実質優先思考という表現を採用している。
 - (4) 割賦購入説とは、リース取引の認識の根拠を実質的に割賦購入であるというリースの経済的実質に求める立場である(AICPA [1949], para. 7, 訳書, 189頁, SFAS No. 13, 紙 [2003], 84頁)。

説⁵⁾へ、さらに未履行契約取引説へと発展してきた。未履行契約取引説は、リース取引を未履行契約（executory contract）の一種と認識した上で、有用な情報提供という観点から拡大された取引概念に基づいて未履行契約に伴う権利・義務を資産・負債として認識しようとする立場である（Ijiri [1980], 浦崎 [2002]）。未履行契約取引説は、契約の全体を認識の対象としているから、割賦購入説と財産使用权取得説よりも、オン・バランス化の範囲が拡大される。つまり、リース取引の認識について、割賦購入説と財産使用权取得説は、リース取引を履行契約と位置づけてリースとその他の未履行契約（例えば、デリバティブ取引など）を区別し、リース取引以外の契約をオン・バランス化しないことに対して、未履行契約取引説は、リース取引とその他の未履行契約をまとめてオン・バランス化できるような理論を構築することを目指しているところに特徴がある。

本稿は、財務諸表の有用性（特に目的適合性）を向上させるとの観点から未履行契約全般をオン・バランス化して貸借対照表の情報内容を拡充化しようとする立場をとっている。したがって、以下においては、未履行契約取引説に基づいたリース取引の認識について議論を展開するものである。

そこで、まず未履行契約の意義を明らかにしておきたい。未履行契約⁶⁾とは、将来一定の支払いを行い、これに対して一定の給付（財貨・用役）を受領することを約束する契約であり、その契約による当事者の約束がまったく履行されていないものと定義される（Ijiri [1980], p. 6）。未履行契約に該当する取引としては、リース契約、テイク・オア・ペイ契約⁷⁾（take-or-pay contract）、雇用契約などを挙げることができる。ここでの問題点は、契約に基づく将来の権利と義務をどのように認識することができるのかということである。

収支計算を基礎とする伝統的な期間損益計算においては、未履行契約は売り手と買い手の双方において権利と義務の履行がなされていないため、換言すれば財貨の引渡しや現金の収支が生じていないためそれを認識して記帳することはできない。しかしながら、未履行契約に基づく権利・義務は将来の企業の経営成績や財政状態に影響を及ぼすものであるから、投資者保護の観点からそれらの権利・義務に関する情報を提供することは必要なこ

(5) 財産使用权取得説とは、リース取引の認識の根拠をリース契約が履行契約であり財産使用权の取得取引であることに求める立場である（嶺 [1982], 70頁, 加藤 [2007], 106頁）。

(6) 法律上の未履行契約とは、完全および部分的に未履行の契約という意味であるが、会計上の「未履行契約」とは、完全に未履行契約の意味である（Ijiri [1980], pp. 5-6）。

(7) テイク・オア・ペイ契約とは、製品または役務の対価として、特定の金額を定期的に支払うことを規定している契約を指す。購入者には購入しなくても、支払わねばならない特定の最低支払額がある。

とであると考えられる。

(2) 未履行契約の確実性原則と実質優先思考

井尻雄士教授は、『契約上の権利および義務の認識 (*Recognition of Contractual Rights and Obligations*)』(Ijiri [1980])において確実性原則と資産・負債アプローチを適用することで未履行契約に伴う権利・義務を認識するという所説を展開している。その権利・義務を認識するためには、まず確実性原則を適用する。確実性原則の具体的な規準は、契約が確定契約であるかどうかということが重要になる。つまり、取引契約の条項の中に中途解約不能または厳しい違約金条項の存在のため、その契約履行の確実性を証拠として、未履行契約を認識しようとするのである (Ijiri [1980], p. 63)。

また、ウォーク他も、リース契約を例として、同じような見解を次のように述べている。「リース資本化の前提は、リース契約の解約不能性である。解約不能条項の存在は、リース契約の未履行性にとって代るものであると考えられる。(中略)借手と貸手の双方に対して、相手の未履行状態に応じて法律上の権利が生じる。リース契約の未履行性は法律上の重要な性質であるが、リース契約の経済的実質が法律上の未履行という性質よりも重要である (Wolk et al. [1989], p. 518)。」

このような主張は、未履行契約の認識は、その契約の確実性に依存しており、その確実性は契約中の違約金条項の存在によってもたらされる。未履行契約における違約金の存在は、未履行契約の履行を確実にするものであり、確定契約上の権利と義務の認識は、目的適合性やその他の認識要件 (測定可能性、表現の忠実性、検証可能性) も十分に適合し、資産と負債の定義も満たすことから、貸借対照表への計上が認められるべきである (Ijiri [1980], pp. 65-66)。また、リースは、1つの未履行契約として、契約上にも多額な違約金を持つ。リース契約における違約金の存在によって、契約が原則的に解約できるが、事実上解約する可能性は稀である。このような解約できないリース契約について、会計処理の論拠となるのは実質優先思考^⑧である。

米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants, 以下では AICPA と表記する) が1970年に公表した APB 意見書第4号で、実質優先思考を明確

(8) リース取引について、法的形式を重視すれば、すべてのリース取引は貸借処理されオフ・バランス化されるが、経済的実質を重視すれば、リース取引は売買取引と同様の経済的効果をもつので売買処理され、いわゆるオン・バランス化される。実質優先思考は、リース取引の経済性という観点から発展してきた考え方である。1949年に公表された最初のリース会計基準である会計調査公報第38号「借手の財務諸表における長期リースの開示」は、はじめて実質優先思考という考え方を明らかにした。

化するに至った。APB 意見書第 4 号では、財務会計における13の基本的特質⁽⁹⁾の1つとして実質優先思考を挙げ、「財務会計は、たとえ、法的形式が経済的実質と異なり、異なる取扱いを示唆することがあろうとも、事象の経済的実質面に力点を置く。通常は、会計処理されるべき事象の経済的実質は、法的形式に合致する。しかしながら、実質と形式の乖離がときとして起きる。会計士は提示される情報が、当該経済活動をよりの確に反映するように、事象の形式よりも実質を重視するのである（AICPA [1970], para. 127, 訳書, パラグラフ127）」と述べられている。つまり、実質優先思考とは、会計処理を行う時に、事象の経済的実質が法的形式と一致していない場合、財務情報の利用者に対して、経済的実質に沿った会計情報を提供するために、事象の法的形式より経済的実質を重視して会計処理すべきであるとする思考であるといえる（紙 [2003], 70頁）。この考え方は今日の複雑化し多様化した取引の実態を把握するために必要である。

Ⅲ リース会計基準の特徴と国際的動向

1976年11月に公表された米国会計基準第13号「リースの会計処理」（以下では SFAS 13号と表記する）と1982年3月に公表された国際会計基準第17号「リース会計」（以下では IAS 17号と表記する）をはじめとする現行リース会計基準は、理論と実務の両面に問題があることが議論されてきた。例えば、理論上、解約不能オペレーティング・リースから生じる権利・義務はファイナンス・リースから生じる権利・義務と本質的に同様であるが、会計上異なって会計処理される。また、リスク・経済価値アプローチ⁽¹⁰⁾における「リスクと便益を全部移転する」という考え方は、リース取引の本質を反映していないと言える。実務上、リースのオン・バランス化の要件および基準において、絶対的な線引きが基準回避の温床となってきたことが指摘されている（加藤 [2007], 162頁）。そのような問題点について G4+1⁽¹¹⁾ がその原因⁽¹²⁾ を検討して代替的なアプローチを提案したのである。

(9) 財務会計における13の基本的特質とは、会計単位、継続企業、経済的資源と責務の測定、期間、貨幣額による測定、発生、交換価格、概算、判断、一般目的財務情報、根本的に相互関連のある財務諸表、形式より実質の優先、重要性である（AICPA [1970], paras. 116-128, 訳書, パラグラフ116-128）。

(10) リスク・経済価値アプローチは、リース取引を「所有と同等のリスクとベネフィットが実質的にすべてに借手に移転する」ファイナンス・リース取引とそれ以外のオペレーティング・リース取引に分類した上で、前者のみを割賦購入とみなしてオン・バランスする処理方法である。この点について、FASB [1976] を参照されたい。

(11) G4+1とは、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、およびニュージーランドに国際会計基準委員会（当時）が参加した共同研究グループである（AASB [2000], p. iii）。

(12) G4+1 報告書では、リスク・経済価値アプローチの弊害の根源が“all or nothing”（オン・バ

2000年2月、G4+1 報告書『リース:新しいアプローチの実施 (*Leases: Implementation of a new approach*)』が公表された。この報告書は、金融商品の構成要素アプローチ (component approach) の導入により、リース契約を財産使用权の取得とリース債務の発生として捉え、リース契約に関する更新・購入オプション (renewal and purchase options)、偶発リース料 (contingent rental)、保証残存価値 (guaranteed residual value) を対象として公正価値の考え方で測定することを主張している。G4+1 報告書は、原則的に取得原価主義モデルと概念フレームワークの理論的枠組みの中で検討されているが、そこでは、金融商品に係る会計処理の論理、すなわち資産・負債アプローチと構成要素アプローチが導入されているために、提案されたリース会計モデルは、オプション等の構成要素を金融資産・金融負債として公正価値評価することになる (AASB [2000], para. 1・22)。報告書で示されている主な論点は以下のとおりである。

(1) 資産・負債アプローチによる単一の会計基準の適用

G4+1 報告書は、財務諸表の比較可能性や透明性を確保するために、複雑なリース会計基準の単純化を図り、リスク・経済価値アプローチを排除することを重要な目的として掲げている。ファイナンス・リースとオペレーティング・リース取引の区分を撤廃し、すべてのリース取引について単一の会計基準を適用する提案が行われる (井上 [2007], 386頁)。具体的には、すべてのリース取引について、借手は、リース契約開始時点で資産・負債を認識し、当該契約で譲渡される権利・義務を公正価値で測定する。これは、リース契約から生じる重要な権利・義務を資産・負債として計上する資産・負債アプローチに基づくものである。資産・負債アプローチの導入に伴い、使用权の認識をベースとする「使用割合相当部分の部分移転 (井上 [2007], 386頁)」をオン・バランスの対象とすることになる。このため、従来、ファイナンス・リース取引の判断基準であるフルペイアウト要件^③の必要性がなくなり、従来のオン・バランス化の論理を大きく転換させることになる。

↘ランスとオフ・バランスとの選択) というリース会計の考え方であると指摘している (AASB [2000], para. 1・5)。

③ フルペイアウト要件とは、「リース物件からもたらされた経済的便益を実質的に享受する」と「リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する」という2つの条件を設定している。前者は、当該リース物件を自己所有するならば得られると期待されるほとんどすべての経済的便益を享受することを意味しており、後者は、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理などの費用、陳腐化によるリスクなどのほとんどすべてのコストを負担することである (「企業会計基準適用指針第16号リース取引に関する会計基準の適用指針」第5項)。

（2）公正価値モデルの適用

公正価値モデルの適用は、リースの測定に言及するものである。G4+1 報告書では、現在、第三者間の公正な取引であると認められる場合には、取得資産の原価は公正価値によって測定されていることから、リースにも同様な原則を適用することを提案している（茅根 [2007a], 18-19頁）。すなわち、リースの帳簿価額は、リース開始時点に生ずる権利・義務の公正価値であり、通常のリースでは、使用权の公正価値の割引額（最低リース料総額の現在価値と一致する）を反映するとしている。そして、リース資産は、減価償却の処理とともに、減損会計が適用されることになり、リース債務については、金融負債として金融商品会計が適用される。他方、貸手は、借手に対する債権（リース債権）を金融資産として、リース期間の経過によって生ずる保証残存価値⁽⁴⁾を区別して、それぞれ公正価値で測定することになる（茅根 [2007a], 18-19頁）。

（3）構成要素アプローチの導入

構成要素アプローチとは、「金融資産を分割可能な単位または構成要素として取り扱い、個々の構成要素について、支配が他に移転した場合にはその認識を中止し、留保分はその存続を認識するものである（茅根 [2007a], 18-19頁）」。「報告書では、貸手がリース物件を借手に引き渡す行為と引き換えに、リース料を受け取る権利を獲得するから、貸手はリース資産の全部または一部の認識を中止して、それをリース債権として認識すると述べられている。また、リース契約の構成要素である支払リース料を始め、保証残存価値、オプション要素である更新・購入オプション、偶発リース料⁽⁵⁾などを分離して把握し、貸手と借手のいずれに帰属するかを決めた上で（井上 [2007], 387-388頁）、使用权と区別して別建ての資産として処理すべきことを提案している。

このようにリース取引は、従来のリスク・経済価値アプローチによる営業資産の売買取引あるいは賃貸借取引ではなく、リースの財産使用权の移転を中心とする金融商品の譲渡取引と考えられている。要するに、構成要素アプローチは、リース取引を現行のリスク・

(4) 現行会計基準において、リースがファイナンス・リースである場合、保証残存価値は、借手に認識される資産・負債に含まれることになるので、保証残存価値はファイナンス・リースかオペレーティング・リースかを識別する際に重要となる（AASB [2000], para. 5・3）。G4+1 報告書は、リース契約において借手が残存価値を保証する場合、リース開始時にそれを別個に認識し、その公正価値を測定することを主張している（AASB [2000], paras. 5・40-5・60）。

(5) G4+1 報告書に基づいて、リースがファイナンス・リースとして取り扱われる場合にも、偶発リース料は資産および負債として認識される最低リース料総額に含まれない。偶発リース料の処理方法は、多くのリースに関して認識される資産および負債の金額に直接に影響を与える点で、G4+1 報告書で主張されたアプローチにおいては重要である（AASB [2000], para. 4・4）。

経済価値アプローチに基づくリース資産の売買取引として捉えるのではなく、財産使用权の移転を中心とする金融商品の譲渡取引として捉えるところにその特徴がある。

G4+1 報告書『リース：新しいアプローチの実施』は英国会計基準委員会（以下では ASB と表記する）の提案のベースとなっている⁽⁶⁾。ASB から提案されたアプローチを要約すると、次の通りである。リスク・経済価値アプローチに基づく現行基準よりも、ファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースとして保有されている資産の双方に対して適用できる首尾一貫した資産・負債の認識原則を採用するほうが、財務情報の目的適合性、信頼性、比較可能性という観点から優れている（茅根 [2007b], 77頁）。リース契約における権利・義務から生じる資産・負債は、資産の全体の移転ではなく、リース期間中において使用权とそれに関連する将来の経済価値に対する支配権の移転を表しており、この将来の経済価値に関する権利の移転を中心に概念モデルを構築している。

IV 日本のリース会計基準と今後の基準改訂の方向

(1) 日本のリース会計基準の特徴

1993年（平成5年）6月17日、企業会計審議会は、日本のリース取引に関する初めての公式見解である「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（以下では改正前リース会計基準という）を公表した。なお、2002年（平成14年）7月から、企業会計基準委員会のリース会計専門委員会では、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する賃貸借に準じた処理（例外処理⁽⁷⁾）を廃止する方針で検討を進めてきた。

これと並行して、2005年3月、日本基準と国際財務報告基準（以下ではIFRS と表記する）とのコンバージェンスを目指して共同プロジェクトが開始され、日本基準とIFRSとの同等性についての分析と審議が始まった。このような状況の中で、リースが2007年10月に公表されたプロジェクト計画表に載せられて、国際会計基準審議会（以下ではIASB と表記する）との中長期プロジェクト項目として、位置づけられている。

このような状況の中で、2007年（平成19年）3月に「リース取引に関する会計基準」と

(6) 国際会計基準審議会では、リース会計に係る新しいアプローチについては、2004年度中には、ASB との共同プロジェクトとして正式な検討課題となることが決定していたが、それに先立って、ASB から提案されたリース契約上の権利・義務から発生する資産、負債を認識するアプローチを採用することで暫定合意をしている（井上 [2006], 385頁）。

(7) 改正前リース会計基準によると、ファイナンス・リース取引の会計処理は、原則として売買処理としていたが、所有権移転外ファイナンス・リースの場合には、賃貸借処理が認められていた。結果的に、同一の取引について異なった会計処理がなされる事態に発展する可能性を示唆している。賃貸借処理を許容する例外処理は、日本の改正前リース会計基準の特徴といえる。

「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表された。現行リース会計基準の特徴は、以下のとおりである。

まず、現行リース会計基準の最大の特徴は、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、経済面では所有権移転ファイナンス・リース取引と異なる性質を有するので、改正前リース会計基準と同様に両者を区分しているが、会計処理面では所有権の移転の有無に関わらず通常の売買処理に準じた会計処理に一本化したことである（茅根 [2007b], 78-79頁）。これにより、日本の改正前リース会計基準の特徴といえる例外処理を廃止することによって、形式上は国際基準との整合性が図られることになる。

次に、ファイナンス・リース取引の判断基準についても、改正前実務指針に比べると判定フローの変更が行われている（茅根 [2007b], 79頁）。すなわち、現在価値基準と経済的耐用年数基準を満たす条件に加えて、所有権移転基準、割安購入選択権基準および特定物件基準のいずれかに該当するものを所有権移転ファイナンス・リース取引として、それ以外を所有権移転外ファイナンス・リース取引として規定している（企業会計基準適用指針第16号 [2007], 9-10項）。その結果、フルペイアウトの基本的な要件は、現在価値基準と経済的耐用年数基準の2基準となった。

もう1点は、会計処理方法について、借手における重要性の判断基準である。これは、リース資産総額に重要性がないと認められる場合と個々の資産に重要性がないと認められる場合に区分される（茅根 [2007b], 79頁）。前者は、未経過リース料期末残高が当該期末残高、有形固定資産および無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が10%未満である場合には重要性がないと判断して売買処理を行うが、利息相当額について簡便法としてリース料総額から控除しない方法と定額法で費用配分方法を許容している。後者は、少額資産（1契約当たり300万以下）や短期リース（1年以内）等については、賃貸借会計処理を許容しており、改正前会計基準と同様にオフ・バランスの対象とされる。このような例外的処理が実務上、適用対象となる企業に大きな影響を与えることと考えられる。

改正前リース会計基準と比べ、現行基準はいくつかの変更点¹⁸⁾があり、例えば現行基準における所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化処理は、会計情報の透明性を高めるが、現在価値の算定に用いる利率の選択、あるいはオペレーティング・リー

¹⁸⁾ 改正前実務指針から現行リース実務指針への主要な変更点は ①所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る通常の賃貸借処理の廃止、②利息相当額の各期への配分、③通常の保守等の役務提供相当額の処理、④不動産に係るリース取引の取扱い、⑤ファイナンス・リース取引の貸借対照表の表示、⑥ファイナンス・リース取引の注記という6つの項目である。具体的に、「企業会計基準第13号リース取引に関する会計基準」（7-8頁）を参考されたい。

スのオフ・バランス処理などの問題がまだ解決されていない。IASB と米国財務会計基準審議会（以下では FASB と表記する）は、リース契約に基づく権利・義務を中心として、リース取引の会計処理を一本化する方向で検討が進んでいる¹⁹⁾。このような状況で、日本の会計基準設定機関は、国際的な議論と国内の経済実態に応じて、基準の改訂を進めていくべきである。

(2) リース会計基準設定にかかるアプローチの展望

会計基準のコンバージェンスが進展する中、リース会計基準をはじめとする一連の会計基準の改訂が行われている。これは、取引の経済的実質を反映できる財務報告の作成に焦点を合わせたものである。

G4+1 報告書は、財務諸表の比較可能性や透明性を確保するために、借手に対して、リース取引の分類とリース期間にかかわらず、すべてのリース物件およびそれに対する債務を資産および負債として計上することを提唱している。それは、「経済基盤の移行を背景として、取引の経済的実質を一層的確に反映した会計基準の構築を目指す点（古賀 [2007], 4 頁）」にあり、いわゆる経済的実質主義に基づき会計基準を設定する考え方が台頭してきたことを意味する²⁰⁾。会計基準の設定をめぐる問題に共通する特性は、企業の現状ならびに過去の活動について経済的実質を反映した情報の提供を促進すべきであるとして、取引の経済効果についての正確な表示を強調する。すなわち、会計基準の設定は今後経済的実質主義に基づいて行われることが考えられる。

¹⁹⁾ 2006年7月に、IASB と FASB は、2007年末にまでに両者の会計基準のより一層のコンバージェンスを図ることに合意し、その具体的な内容を覚書 (MOU: Memorandum of Understanding) という形で公表しているが、リース会計が11の長期戦略テーマの1つとして挙げられている。また、2006年7月に、リース会計がIASB と FASB との共同プロジェクトとして正式の議題となった。当該プロジェクトは、現行基準を全面的に見直し、すべてのリース契約を借手および貸手の財務諸表で認識する方向で改定することを目指すものである（茅根 [2007b], 77頁）。

²⁰⁾ 経済的実質主義とは、IASB の会計基準設定の目的の1つである会計情報の透明性を高めるという観点（浦崎 [2008], 9頁）を論拠としており、会計基準設定の原則主義と細則主義に関する議論の中に反映されているものである。つまり、経済的実質主義とは会計基準設定の基礎にある基準設定の考え方を表したものであるといえる。これに対して、実質優先思考は、IASB 概念フレームワークの中で示されているように（IASB [2006], p. 40）、会計情報の質的特性の1つであり、取引の経済的実態を忠実に表現することを求める1つの判断規準であるが、本稿では実質優先の特性を有する財務報告は経済的実質主義に基づく会計基準に従って作成されるものであると考えている。つまり、経済的実質主義に基づく会計基準に従って取引の経済的実態を反映する会計処理が行われ、その結果としてその会計情報には実質優先思考が反映されたものとなるという関係があると考えている。

V 結びに代えて

2007年3月に「リース取引に関する会計基準」および「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表されたが、日本の会計基準設定機関である企業会計基準委員会とIASBの会計基準のコンバージェンスの項目としてなおリース会計が取り上げられていることから、この問題がすべて解決されているというわけではない。今後も、この問題が検討されることを示している。国際会計基準は会計情報の透明性を高め投資者保護に資することに目的の1つがあり、本稿はこの観点を敷衍した会計理論の研究である。すなわち、企業の経済的実質を忠実に表現するための会計理論（実質優先思考の会計）を探求することが一貫した視点である。

本稿では、リース会計を企業の経済的実質を忠実に表現するための会計理論として位置づけ、まずリース取引の認識の基礎にある実質優先思考を明らかにし、未履行契約取引説に基づいたリース取引の認識について検討した。この考え方によると、リース契約における権利・義務は、資産・負債の定義に満たすので、貸借対照表に計上される。

しかしながら、リース取引形態の多様化・複雑化とともに、従来のリース会計基準は理論と実務の両面に問題が生じてきた^②。そして、会計基準のコンバージェンスが進展する中で経済的実質主義の考え方に沿って、リース取引の経済実質の観点から、リース会計基準を見直す必要性が高まりつつある。つまり、リース物件の使用権に焦点を合わせるG4+1報告書の発表は、リース会計基準の改訂に新しい視点を提示した。G4+1報告書における構成要素アプローチは、資産を権利の「束」（加藤 [2007], 172頁）として捉えることを基本としているが、実務上、リース料の構成要素を分解することが可能であるかを検討する必要がある。また、透明性のある会計情報を提供するために、オペレーティング・リース取引についてもオン・バランス化の会計処理が期待されている。

②) 理論上、借り手に対して、リース物件は企業の経済活動に直接的に貢献するため、当該物件には経済的便益が認められ、またそのリース物件は、他人が使用できないから、資産として認識することができる。しかしながら、改正前リース会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リースの取引について、オフ・バランス処理されたので、それはリース物件の経済的実質が反映できていたとはいえない。また、実務上、改正前リース会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、いわゆる売買処理（オン・バランス）を原則としながら、一定の注記を要件に賃貸借処理（オフ・バランス）も許容している。このため、改正前の実務では、大多数の企業がこの「例外処理」を行っていたため、会計情報の透明性が妨げられていたといえる。また、ファイナンス・リースの判断基準である経済的耐用年数基準あるいは現在価値基準のようなフルペイアウト要件などの絶対的な線引きが基準回避の温床となってきたことも実務上の大きな問題である。

以上を要約するならば、本稿は、未履行契約の認識・測定に対する収支計算に基づく伝統的な期間損益計算の限界を踏まえて、会計情報の透明性を高めるという実質優先思考の立場から、リース取引の経済的実質を分析し、かかる分析に基づいたリース取引の認識・測定の仕組みを解明したものである。

参 考 文 献

- AASB [2000] *G4+IPOSITION PAPER Leases: Implementation of a New Approach*
- AICPA [1949] Committee on Accounting Procedure, Accounting Research Bulletin No. 38, *Disclosure of long-term Lease in Financial Statement of Leases*. (古藤三郎訳『リース会計』同文館 1978年。)
- AICPA [1970] “Basic Concepts And Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises”, *Statements of Accounting Principles Board No. 4*. (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会企業会計原則(改訂版)』同文館 1978年。)
- FASB [1976] *Statement of Financial Accounting Standards No. 13, “Accounting for Leases”* (日本財務会計基準委員会訳『米国財務会計基準書リース会計・セグメント他』同文館 1986年。)
- IASB [2006] *International Financial Reporting Standards (IFRSs) 2006*, IASCF publication department, London.
- Ijiri Yuji [1980] *Recognition of Contractual Rights and Obligations: An Exploratory Study of Contractual Issues*, FASB.
- Paton, William A. and Analias C. Littleton [1940] *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, Monograph No. 3., AAA. (中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店 1958年。)
- Wolk, Harry I., Jere R. Francis, and Michael G. Tearney. [1989] *Accounting Theory: A Conceptual and Institutional Approach Second Edition*, PWS-KENT Publishing Co.
- 石井明 [2005] 「リース会計の公正価値会計への発展理論」横浜国立大学学位論文。
- 石川純治 [2000] 『時価会計の基本問題』中央経済社。
- 井上雅彦 [2007] 『リースの法律・会計・税務』税務研究会出版局。
- 浦崎直浩 [2002] 『公正価値会計』森山書店。
- 浦崎直浩 [2008] 「会計基準のコンバージェンスとその論点」『国際会計研究学会年報2007年度』。
- 加藤久明 [2007] 『現代リース会計論』中央経済社。
- 紙博文 [2003] 『リース会計の理論と制度』多賀出版。
- 企業会計基準委員会 [2007] 「企業会計基準第13号リース取引に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会 [2007] 「企業会計基準適用指針第16号リース取引に関する会計基準の適用指針」。
- 古賀智敏編著 [2003] 『ファイナンス型会計の探求』中央経済社。
- 古賀智敏 [2007] 「会計理論の変容と経済的実質主義」『会計』第172巻第3号。
- 佐藤恵 [2007] 「リース取引オンバランス化の会計思考」『産業経理』第167巻第2号。
- 武田隆二 [2004] 『会計学一般教程(第6版)』中央経済社。
- 茅根聡 [2007a] 「リース会計基準の行方」『会計』第161巻第1号。
- 茅根聡 [2007b] 「リース会計基準試案の特徴と課題—国際的動向を踏まえて」『企業会計』第59巻第7号。
- 津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- 藤井秀樹 [2007] 『制度変化の会計学』中央経済社。
- 山田辰己 [2007] 「リース会計基準を巡る国際的動向—IASB と FASB の共同プロジェクト」『企業会計』第59巻第7号。
- 嶺輝子 [1982] 「リース会計の問題点」『会計』第122巻第5号。